

第48号議案関係資料

住民サービス窓口業務の取扱いについて

平成15年8月

鹿児島地区合併協議会

(様式1)

事務事業現況調査総括表

(38) 住民サービス窓口業務

市民専門部会

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区分	経過
1	住民票、印鑑証明書の様式													B	
2	自動車臨時運行許可事務					x								B	
3	ファクシミリによる証明交付事務	x	x				x	x	x	x				A	
4	自動交付機の設置	x				x	x	x	x	x				A	
5	日雇健康保険事務		x				x			x				C	
6	出生時のお祝い		x	x	x	x	x	x	x	x				B	
7	船員法事務	x	x	x				x	x	x				A	
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															

番号	事務事業名	鹿	児	吉	田	桜	島	喜	入	松	元	郡	山	区分	経過
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
32															
33															
34															
35															
36															
37															
38															
39															
40															

(注1) 該当する事務事業を実施している市町には 印、実施していない場合はx印を表示。

(注2) 区分欄には調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:一元化、C:廃止)

(注3) 経過欄には調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(38) 住民サービス窓口業務

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 住民票、印鑑証明書の様式	住民票はB 5 サイズで個人票 印鑑証明はA 5 サイズ	住民票はA 4 サイズで個人票(自動交付機を含む) 印鑑証明はA 4 サイズ	住民票はA 4 サイズで個人票 印鑑証明はA 4 サイズ	住民票はA 4 サイズで世帯票及び個人票 印鑑証明はA 4 サイズ
2 自動車臨時運行許可事務	本庁及び谷山、伊敷、吉野支所で行っている。(東桜島支所は除く。)	行っている。	該当なし。	行っている。
3 ファクシミリによる証明 交付事務	該当なし。	該当なし。	1箇所設置 場所は袴腰フェリーターミナル 交付種類は住民票、印鑑証明、納税証明(軽自動車) 取扱時間は平日の8時30分から17時まで	該当なし。
4 自動交付機の設置	該当なし。	1箇所設置 場所は役場から約7キロの団地内 交付種類は住民票、印鑑証明、所得額証明、課税額証明、納税証明 取扱時間は平日の9時から16時まで	該当なし。	該当なし。
5 日雇健康保険事務	健康保険法第203条の規定に基づき谷山支所管内の地域が、社会保険庁長官の指定を受け事務の一部をしている。 *昭和33年度に谷山市で指定を受け、昭和42年の鹿児島市との合併後も引き続き事務をしている。	該当なし。	昭和38年度より事務を取扱っている。	該当なし。

(様式2) その2

(38) 住民サービス窓口業務

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
住民票はA 5 サイズで個人票 印鑑証明はA 5 サイズ	住民票はB 5 サイズで個人票 印鑑証明はB 5 サイズ	住民票はサイズ、様式が又、印鑑証明はサイズが異なっている。	合併時に住民票はA 4 ・個人票に、印鑑証明はA 5 の様式に統合する。
行っている。	行っている。	鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	桜島町のみ。	現行どおりとする。ただし、具体的な実施方法については、合併時まで調整するものとする。
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ。	現行どおりとする。ただし、税証明の種類等については、合併時まで調整するものとする。
昭和39年度より事務を取扱っている。	該当なし。	鹿児島市、桜島町及び松元町のみ。	合併時に廃止する。

行政制度等の調整方針(案)

(38) 住民サービス窓口業務

市民専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
6 出生時のお祝い	出生届が提出された時に、誕生アルバムを進呈	該当なし。	該当なし。	該当なし。
7 船員法事務	該当なし。	該当なし。	該当なし。	船員法第104条の規定に基づき喜入町が、国土交通大臣の指定を受け事務をしている。

(様式2) その2

(38) 住民サービス窓口業務

市民専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 (案)
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。	現行どおりとする。